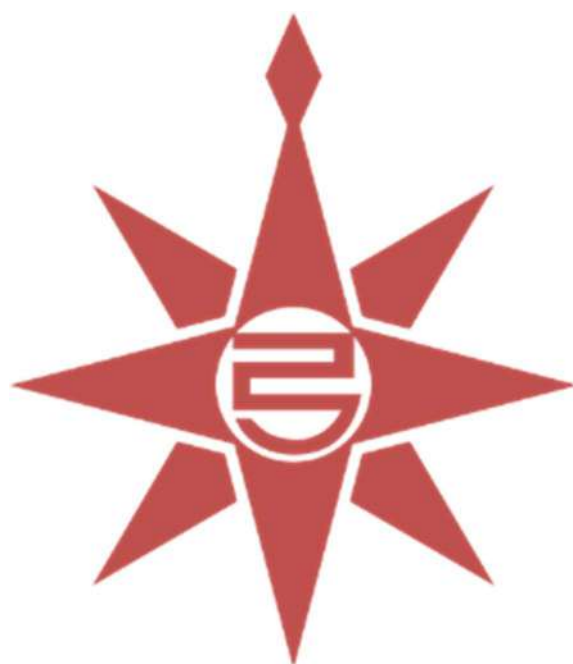

新型コロナウイルス感染症 対策指針

【学生・保護者用】第4版



令和3年11月18日
弓削商船高等専門学校

はじめに

今年に入り、1月早々に1都3県に「緊急事態宣言」が発令され、3月に解除されたものの、4月下旬に4都府県に再び「緊急事態宣言」が発令され、6月になってやや収束したものの、7月に入ってから爆発的な感染拡大が第5波として押し寄せ、「緊急事態宣言」は21都道府県に及びました。9月下旬に全ての宣言が解除され、数字で見る限りでは収束に向かっているのかもしれませんが、12月からの再拡大、すなわち第6波の襲来も予測されています。

本校が所在する愛媛県上島町においては、幸いにも感染者は出ていませんが、新型コロナウイルスが消滅しない限り、いつ、どこで感染者が発生するか全く予想ができないのが現状です。

本校では、学生諸君の我慢強い努力のおかげで、感染者を出すことなく学校を運営することができており、改めて感謝致します。また、学生及び教職員のワクチン接種もほぼ完了し、少しは安心しておりますが、ワクチンを接種しても感染される方も出ており、決して予断を許す状況にはありません。

現在、体調不良者が出た場合は、原則、保護者に連絡し、迎えに来てもらうことにしていますが、それが困難な場合は、文部科学省から配布を受けている抗原検査キットを使用して病状を判断することができるようになりました。そこで、抗原検査キットの利用に関連して、本指針の一部を改正しました。

第1章では本校の対応方針等、第2章では感染症が疑われる場合の対応、第3章では学校における感染症対策、第4章では学寮における感染症対策を掲載しています。

本校に在籍する学生の皆さんには新型コロナウイルスの特徴を理解し、正しく恐れて適切な対応をしていただき、「感染しない」、「感染させない」を常に意識して、感染リスクを最大限抑える努力をお願いします。

令和3年11月18日
弓削商船高等専門学校長
石田 邦光

【第4版における主な変更点】

- 1 抗原検査キットの利用について、新たに記載しました。
- 2 帰国者・接触者相談センターを削除し、自治体における発熱等の症状がある場合の相談・受診の流れを掲載しました。
- 3 「症状が治まっても2日間は出席不可」については削除し、出席停止に該当する状況と期間を記載しました。
- 4 治癒証明の提出は不要としました。
- 5 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（文部科学省）に基づき、清掃活動とは別に、机、イス、床、トイレ等の消毒作業を別途行うことは、感染者が発生しなければ基本的に不要としました。手洗い・咳エチケット及び抵抗力の向上という基本的な感染症対策を重視します。
- 6 課外活動について変更しました。
- 7 食事の提供方法、入浴や点呼時間等、学生寮での過ごし方について変更しました。

目 次

1. 本校における新型コロナウイルス感染症に関する対応.....	1
(1) 基本方針.....	1
(2) 体制.....	1
(3) 情報の収集・提供・管理.....	1
(4) 感染予防及び拡大の防止.....	1
(5) 行事等への対応.....	2
(6) 学生のメンタルヘルスケア.....	2
(7) 学寮の対応.....	2
2. 体調不良（感染症を疑う症状が現れた）から感染の確認まで.....	3
2.1 判断の目安.....	3
(1) 感染を疑う症状の目安.....	3
(2) かかりつけ医等への相談の目安.....	3
2.2 体調不良（感染症を疑う症状が現れた）になった場合.....	3
(1) 学内にいる場合.....	3
(2) 寮にいる場合.....	3
(3) 自宅にいるとき（帰宅後も含む）.....	4
2.3 感染が疑われるために対応を求められた場合.....	5
(1) PCR 検査、抗原検査を受けた場合.....	5
(2) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合.....	5
(3) 感染者の濃厚接触者として特定された場合.....	5
(4) その他、感染が疑われる場合.....	5
(5) 出席停止に該当する状況と期間.....	5
2.4 主な連絡先.....	6
(1) 学校電話連絡先.....	6
(2) 愛媛県.....	6
(3) 広島県.....	6
3. 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策.....	7
3.1 新しい生活様式.....	7
3.2 基本的な感染症対策の実施.....	8
(1) 感染源を絶つこと.....	8
(2) 感染経路を絶つこと.....	8
(3) 身体全体の抵抗力を高めること.....	9
3.3 集団感染のリスクへの対応.....	10
(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）.....	10
(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）.....	10
(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）.....	10
(4) 白雲館食堂.....	10
(5) 白雲館売店.....	11

(6) 図書館.....	11
3.4 課外活動等.....	12
(1) 課外活動.....	12
(2) 校内行事の縮小.....	12
(3) アルバイト.....	12
(4) 車両運転免許の取得.....	12
3.5 下宿での過ごし方.....	13
(1) 基本事項.....	13
(2) 食事.....	13
(3) 風呂・トイレ・洗面所など共通区域.....	13
4. 白砂寮における新型コロナウイルス感染症予防対策.....	14
4.1 安全対策のポイント.....	14
(1) 「ウイルスを寮内に持ち込まない行動」を身に付けよう.....	14
(2) 正しく恐れて適切に対応しよう.....	14
(3) 体調不良（感染症を疑う症状が現れた）の場合はすぐに伝えよう.....	14
(4) 帰寮後、4日間は外出を禁止.....	14
(5) 検温を行わない、moodle 健康チェックに入力しない等、学寮の方針に従えない場合.....	14
4.2 帰寮・入寮時.....	14
(1) 帰寮・入寮時に持参する持ち物.....	14
(2) 帰寮・入寮日に確認する事項.....	14
4.3 日課.....	14
(1) 検温.....	14
(2) 点呼.....	14
4.4 食事.....	15
(1) 食事の提供方法.....	15
(2) 注意事項.....	15
4.5 寮内での過ごし方.....	15
(1) 寮内で基本的に守ること.....	15
(2) 寮室での過ごし方.....	15
(3) 入浴.....	16
4.6 寮内の共有場所の清掃方法.....	16
(1) 清掃の基本.....	16
(2) 拭き掃除.....	16
(3) トイレの掃除.....	16
新型コロナウイルス感染症予防対策 MAP.....	17

1. 本校における新型コロナウイルス感染症に関する対応

(1) 基本方針

- ① 学生・教職員の感染予防及び感染拡大防止対策に万全を期し、健康被害を防ぎます。
- ② 学生の教育への影響を最小限にとどめるため、通常授業の実施を基本とし、学生の安全が確保できないと判断される期間は遠隔授業を実施します。
- ③ 適切かつ十分な情報を迅速かつ確実に発信します。
- ④ 国や県の方針及び地域の感染状況等を踏まえ、柔軟に対応します。
※ 本対策指針における「県」とは広島県も含めます。

(2) 体制

- ① リスク管理室
 - ・ 臨時開催も含め、変化する状況や事象に迅速に対応します。
 - ・ 各部署からの報告や提案に基づき、基本的な対応・対策を決定します。
 - ・ 感染時の対応フローなどについて、最新の情報に基づき検討します。
- ② 危機対策本部
感染者が発生した場合など、学校の閉鎖も考慮する必要があると判断される場合に校長が招集します。
- ③ 外部機関等との対応窓口
総務課総務係に一本化します。

(3) 情報の収集・提供・管理

- ① 高専機構及び国や地方自治体等が発表する情報を早期に把握し、学校内で共有するとともに対策等に反映させます。
- ② 学校の対応状況について、ホームページで情報を提供します。
- ③ 感染予防に関する情報、授業や行事等に関する情報は、学生・保護者に対しては「さくら連絡網」（一斉メール）、教職員に対してはガルーン（本校のグループウェア）により速やかに提供します。
- ④ 新型コロナウイルスへの感染等に関する情報は、学生については学生課教務係、教職員については総務課人事係に集約し、関係教職員に連絡します。その際、当該者のプライバシーに最大限配慮します。
- ⑤ 健康チェック等で回答いただいた内容は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の目的以外では使用しません。また本人の同意がなければ第三者に個人情報を提供することはしません。ただし、保健所等から感染拡大防止対策に必要な情報の提供を求められた場合は、公共の安全のために指示に従います。なお、取得した個人情報は、紛失や漏洩などが発生しないよう適切に管理します。

(4) 感染予防及び拡大の防止

- ① 予防の徹底
国や地方自治体から示される予防対策に関する情報をもとに、学生及び教職員に対して「新しい生活様式」をはじめとする予防対策を周知し徹底させます。
- ② 国内移動
全国的にコロナウイルス感染者数の推移が落ち着きつつあるものの、未だ、首都圏を中心に、日々、感染者が報告されています。本校では独自に「移動自粛都道府県」を設けています。「移動自粛都道府県」に移動した場合は、経過観察等の自己管理を徹底してもらいます。なお、「移動自粛都道府県」は、感染状況により随時更新し、本校HP及びさくら連絡網で連絡します。
※ 就職試験、編入学試験、校外実習（インターンシップ等）で「移動自粛都道府県」に旅行しなければならない場合は、保護者の了解を得るとともに、事前に担当教員に必ず連絡し、指示を受け

てください。

③ 海外渡航

その時点の国の方針に従うほか、感染拡大の可能性が認められる場合には渡航の中止を要請します。また、海外から帰国した場合は、国の方針に従い、2週間の自宅待機・経過観察とします。

④ 出席停止と公欠扱い

- ・ 感染や感染の疑いのある場合は「出席停止」とし、欠席にはなりません。
- ・ 学校長の判断により出席させない場合は「公欠扱い」とし、欠席にはなりません。

(5) 行事等への対応

国や県の方針、感染状況を踏まえ、学生や教職員の安全が確保できない場合には延期又は中止を検討します。

(6) 学生のメンタルヘルスケア

- ① 学生の精神的健康の保持・増進を目的とした学生相談室の運営、カウンセラーの活動は、通常どおりの体制とします。

学生相談室の窓口は学生課学生支援係 0897-77-4621・保健室 0897-77-4619 です。

- ② 電話やメールでの相談受付を行います。Teams（テレビ会議システム）等も必要に応じて活用します。
- ③ 心身の健康状態を把握し支援を行うため、アンケート調査、メンタルヘルス研修の実施、心のケアに関する情報発信などを行います。

(7) 学寮の対応

- ① 感染拡大防止の観点から、寮生の安全が確保できないと判断される期間は閉寮します。
- ② 留学生については、健康観察を十分に行いながら在寮を継続させます。

2. 体調不良（感染症を疑う症状が現れた）から感染の確認まで

2.1 判断の目安

（1）感染を疑う症状の目安

発熱、喉の痛み、咳、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚の低下など

（2）かかりつけ医等への相談の目安

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談する必要があります。

- ① 強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）又は高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③ 上記以外で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合や解熱剤を飲み続けなければならない場合は必ず相談してください）
※重症化しやすい方とは、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など）等の基礎疾患なる方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方をいいます。

2.2 体調不良（感染症を疑う症状が現れた）になった場合

※ 以下の対応に伴う欠席は「出席停止」ないし「公欠扱い」とします。

（1）学内にいる場合

- ① 保健室（0897-77-4619）または、学生支援係（0897-77-4621）に連絡してください。
- ② 指示に従い、図書館2階静養室に移動し待機してください。
※ 指定場所から出る必要がある場合は、学生支援係に連絡して指示を仰いでください。
- ③ 寮生の場合は、必要に応じて学校が校医に症状について相談します。
- ④ 保護者には、学生本人から連絡し、迎えを依頼してください。
- ⑤ 保護者が迎えに来たら、保護者と一緒に帰宅してください。
※ 状況に応じて、保護者からも十分指導いただいた上で、各自で帰宅させます。
※ 当日の保護者の迎えが困難な場合、状況に応じて、抗原検査キットによる簡易検査を実施することがあります。
- ⑥ 帰宅後、かかりつけ医等に電話で相談してください。

（2）寮にいる場合

文部科学省による対応策の遵守も含め、何日間にもわたる学生の隔離・生活支援を行うことは残念ながら困難です。そのため、症状が回復するまで、自宅にて静養・待機をお願いいたします。原則、症状が出た当日中に帰宅していただくこととしています。

しかし、学校がやむをえないと判断した場合は、翌日以降の対応につきまして保護者の方にご相談させていただきます。なお、その場合は、必要に応じて病院を受診することを条件として、経過観察室（男子：青雲館、女子：D棟補食談話室）で別室隔離とします。

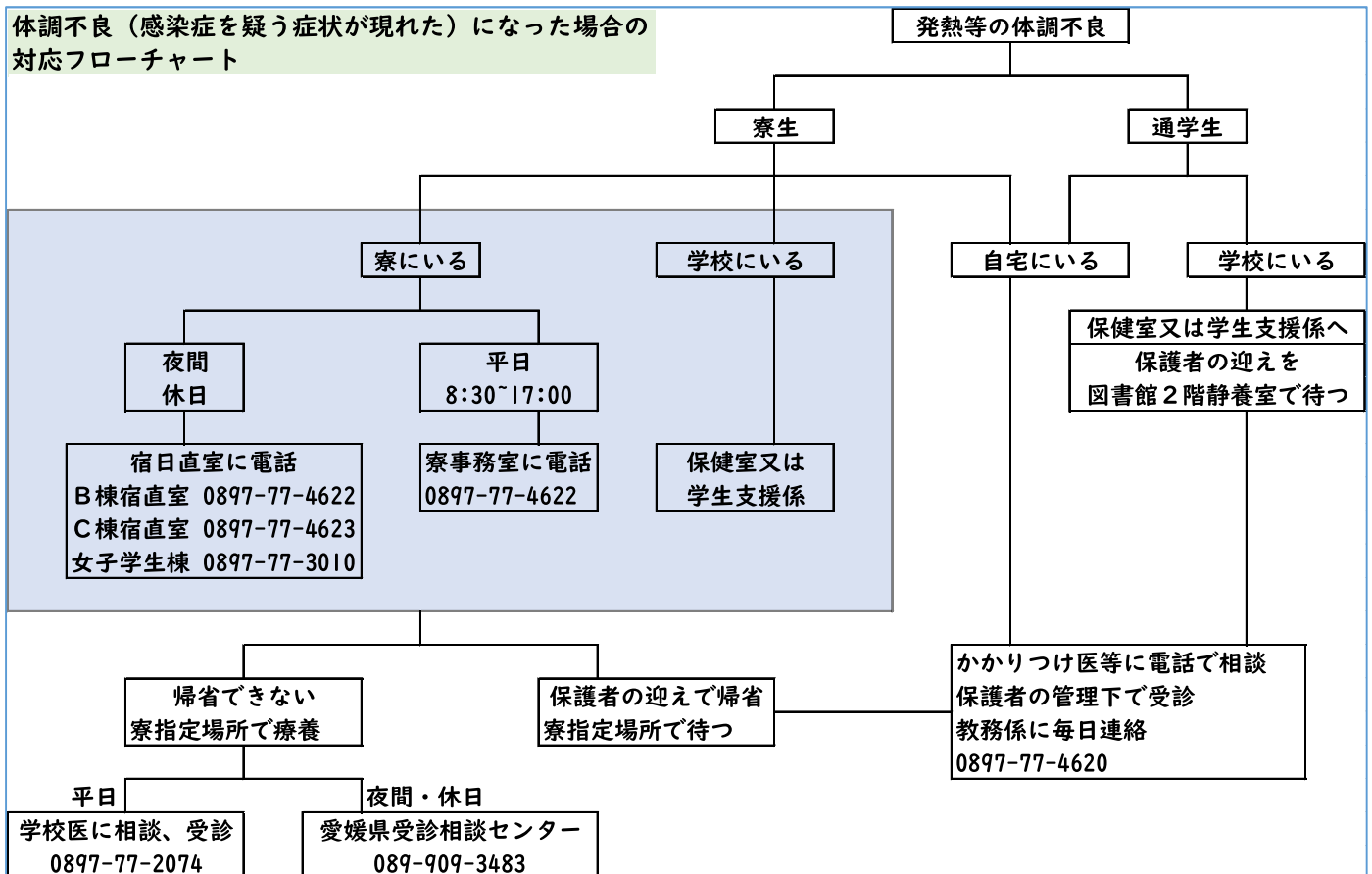
- ① 平日の8:30～17:00の場合は、寮事務室（0897-77-4622）に電話で連絡してください。
※寮事務室には直接行かないこと。
ただし、平日の17:00～8:30や休日の場合は、宿日直室に電話で連絡してください。
B棟宿直室 0897-77-4622
C棟宿直室 0897-77-4623
女子学生棟 0897-77-3010
※宿直室に直接行かないこと。
- ② 個室の学生は自室で待機し、複数人部屋の学生は指定場所に移動してください。
※ 移動において、同伴が必要な場合は宿日直教員（または寮事務室）に申し出てください。

- ③ 指示があるまで、自室ないし指定場所で静養・待機してください。
※ 指定場所から出る必要がある場合は、宿日直教員（または寮事務室）に電話で連絡して指示を仰いでください。
- ④ 必要に応じて学校が校医に症状について連絡し、相談します。
- ⑤ 保護者には、学生本人から連絡し、迎えを依頼してください。
- ⑥ 保護者が迎えに来たら、保護者と一緒に帰宅してください。
※ 当日の保護者の迎えが困難な場合、状況に応じて、抗原検査キットによる簡易検査を実施することがあります。
- ⑦ 帰宅後、かかりつけ医等に電話で相談してください。
- ⑧ 経過観察室で別室隔離の際の対応

時間	問合せ担当	問合せ先	保護者に連絡	受診時の引率
平日 8:30 ～17:00	看護師 学生支援係	①学校医:秦医院 0897-77-2074 8:30～12:00 16:00～18:00	①担任 ②看護師	①担任 ②学生主事補
平 8:30 ～17:00 休日	宿日直教員	②近隣の医療機関（因島総合病院等） ③受診相談センター（愛媛県） 24時間対応（土日・祝日含む） 089-909-3483	①宿日直教員 ②寮務主事補	寮務主事補

(3) 自宅にいるとき（帰宅後も含む）

- ① かかりつけ医等に電話で相談してください。
- ② 検査を受けることとなった日から、検査結果で「陰性」が判明するまでは登校できません。外出は自粛してください。
- ③ 教務係（0897-77-4620）に毎日連絡してください。その際、いつ頃からどんな症状があるか等お知らせください。
- ④ 毎日 moodle 健康チェックに入力してください。



2.3 感染が疑われるために対応を求められた場合

(1) PCR 検査、抗原検査を受けた場合

PCR 検査、抗原検査を受けた月日、医療機関名、検査結果をお知らせください。

(2) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

① 至急、教務係（0897-77-4620）に電話で連絡してください。

診断された機関と、診断された月日、発症 3 日前以降の登校の有無、症状及び最近の行動等を報告してください。

② 保健所、医療機関の指示に従い治療に専念してください。

③ 保健所、主治医から登校許可が出た場合は、登校前に教務係へ電話で連絡してください。

(3) 感染者の濃厚接触者として特定された場合

① 至急、教務係（0897-77-4620）に電話で連絡してください。

感染者とはいつ、どこで接触したか、感染者と接触してからの登校の有無等をお知らせください。

② 保健所の指示に従うとともに、学校に報告してください。

いつどこで PCR 検査、抗原検査を受けたか、結果等をお知らせください。

(4) その他、感染が疑われる場合

次に該当する場合は教務係（0897-77-4620）に電話で連絡してください。

① 感染者と接触した可能性があり、保健所、医療機関の指示を受けた場合

② 同居している家族が濃厚接触者と特定された場合

(5) 出席停止に該当する状況と期間

状況	検査対象者		出席停止期間
	学生	家族	
①濃厚接触者と保健所が特定して検査	○		感染した人と接触をした日の翌日から 14 日間 ※陰性が判明した場合でも、14 日間は出席停止
		○	検査を受けることとなった日から検査結果で「陰性」が判明するまで
②濃厚接触者ではないが、保健所の指示により検査	○		保健所の指示に従う。（感染した人と接触をした日の翌日から健康観察期間は出席停止）※陰性が判明した場合でも、観察期間は出席停止
		○	検査を受けることとなった日から、検査結果で「陰性」の判明まで
③発熱等の症状により検査	○		検査を受けることとなった日から、検査結果で「陰性」の判明まで
④感染した場合	○		医師や保健所から指示された期間

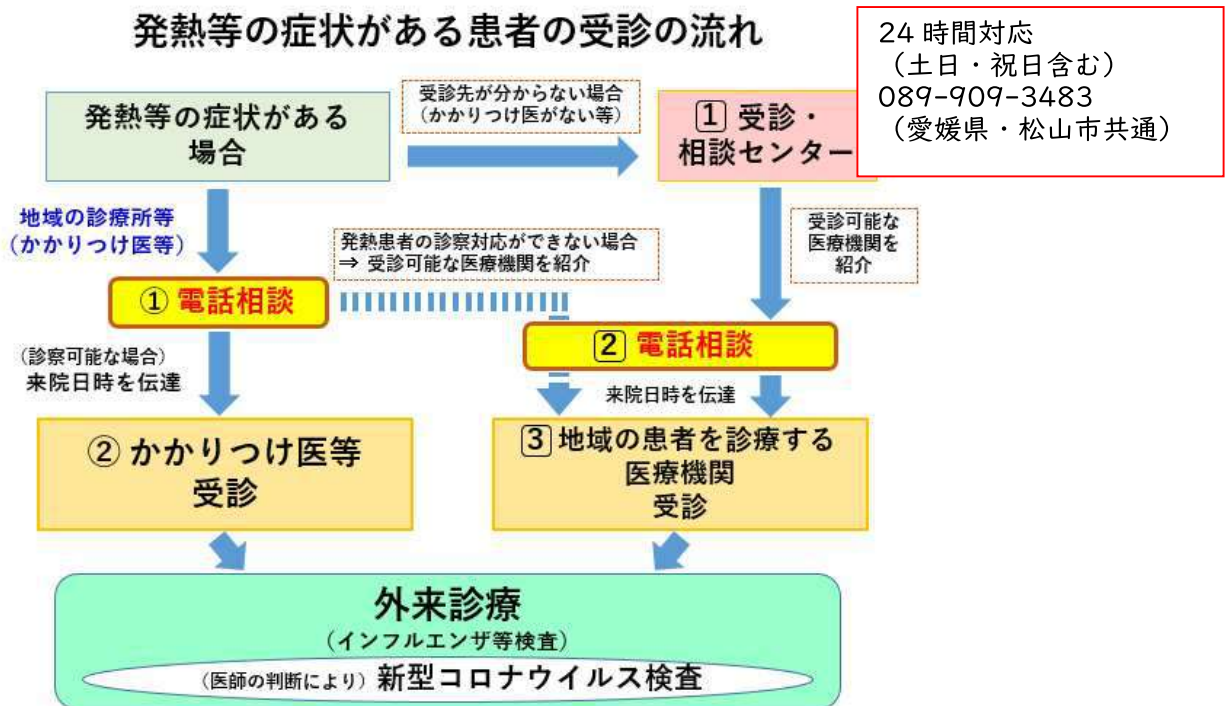
2.4 主な連絡先

(1) 学校電話連絡先

- ① 学生課教務係 0897-77-4620 平日 8:30～17:00 kyoumu@yuge.ac.jp
- ② 保健室 0897-77-4619
- ③ 学生課学生支援係 0897-77-4621 平日 8:30～17:00 gakusei@yuge.ac.jp
- ④ 寮事務室 0897-77-4622 平日 8:30～17:00
- ⑤ 宿直室 平日 17:00～8:30、休日
 - B棟宿直室 0897-77-4622
 - C棟宿直室 0897-77-4623
 - 女子学生棟 0897-77-3010
- ⑥ 学校医（秦医院） 0897-77-2074

(2) 愛媛県

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/shiteihp.html>

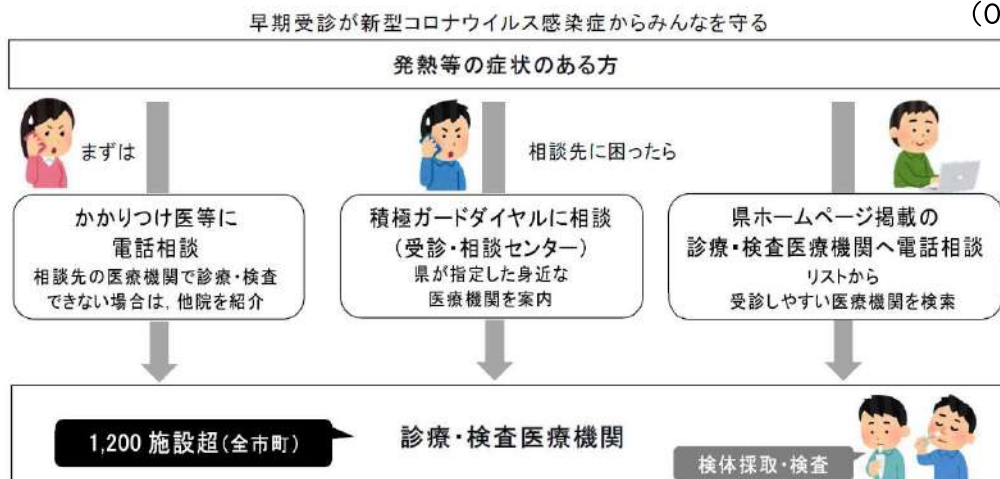


(3) 広島県

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/korona-soudan-kennsai.html>

【相談・受診の流れ】

積極ガードダイヤル
(082-513-2567)



3. 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策

3.1 新しい生活様式

(参考)新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」
(2020年5月4日・6月19日改訂) から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m) 空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をすると、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に) 身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

3.2 基本的な感染症対策の実施

moodle 健康チェック



(1) 感染源を絶つこと

- ① 毎朝 8:30 までに「moodle による健康チェック」を行ってください。
発熱等の風邪の症状がある場合には登校できません。

- ② 登校時の持ち物を確認しましょう。



体温計、マスク、清潔なハンカチとティッシュ、マスクを置く際の清潔なビニール袋や布等

(2) 感染経路を絶つこと

- ① 手洗い

手指で目、鼻、口をできるだけ触らないようにするとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、昼食の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは 30 秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないようにします。

手洗いの、5つのタイミング

公共の場所から
帰った時



咳やくしゃみ、
鼻をかんだ時



ご飯を食べる時



前と後!

病気の人の
ケアをした時



外にあるものに
触った時



接触感染に注意!

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染に注意**が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています!



そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、
約**44パーセント**を占めています!

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます!



- ② 咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪を外しておきましょう

- 1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 2 手の甲をのばすようにこすります。
- 3 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 4 指の間を洗います。
- 5 親指と手のひらをねじり洗います。
- 6 手首も忘れずに洗います。

石けんを洗い終わったら、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやる

- 1 マスクを着用する (口・鼻を覆う)
- 2 ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
- 3 袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

- 1 鼻と口の両方を確実に覆う
- 2 ゴムひもを耳に掛ける
- 3 隙間がないよう鼻まで覆う

何もせずに咳やくしゃみをする
咳やくしゃみを手でかさえる

首相官邸 Prime Minister's Office of Japan
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

詳しい情報はこちら

厚労省 検索

③ 清掃・消毒

- ・大勢がよく手を触れる箇所（教室出入口の取手・窓ガラスの取手・照明等のスイッチなど）は日直が1日に1回、水拭きした後、消毒用エタノール噴霧したペーパータオルで拭きます。
- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないようにしてください。アルコールに敏感な学生は、各自が持参した手袋を着用のうえ消毒を行ってください。
- ・換気を十分に行います。
- ・消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。床、机、椅子等は通常の清掃の範囲で清掃します。特別な消毒作業の必要はありません。各自が持参した布巾や教室備え付けの雑巾を用い、身の回りを清掃してください。なお、物の表面についてのウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われています。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃の範囲で清掃します。
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うことが重要です。
- ・教室のアルコール消毒液等が足りなくなった時は、保健室に行き補充してください。



(3) 身体全体の抵抗力を高めること

身体全体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけましょう。

3.3 集団感染のリスクへの対応

(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。

① 常時換気の方法

気候上可能な限り、常時換気に努めます。廊下側と窓側を対角に開けることにより、効率的に換気することができます。なお、窓を開ける幅は10 cmから20 cm程度を目安としますが、上の小窓や廊下側の欄間を全開にするなどの工夫も考えられます。

② 常時換気が困難な場合

常時換気が難しい場合は、こまめに（30分に1回以上）数分間程度、窓を全開にしましょう。

③ 体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

④ エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。

⑤ 換気設備の活用と留意点

学校に換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転します。

窓開け等による自然換気と併用します。

⑥ 冬季における換気の留意点

冷気が入りこむため窓を開けづらい時期ですが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもありますので、徹底して換気に取り組むことが必要です。気候上可能な限り、常時換気に努めてください（難しい場合には30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にします）。

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないように、暖かい服装を心がけましょう。

(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。学校は「3つの密」となりやすい場所であり、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めてください。

(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

① マスクの着用について

食事や水分補給、運動時等以外は、症状がなくてもマスクを着用しましょう。

② マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。布製マスクは1日1回、洗濯してください。

(4) 白雲館食堂

- ・ 入口で手洗いをしてから入室しましょう。
- ・ 列に並ぶ時は前の人との距離をとりましょう。
- ・ 同一方向に着席し、対面での食事は控えましょう。



- ・ 食事中の会話、談笑は控えましょう。
- ・ 食事後は、各テーブルに設置されている消毒用アルコールで、ペーパータオルを用いて席を拭き、決められた出口から速やかに退室しましょう。
- ・ 席数が限られているため、持込の食事はやめましょう。



(5) 白雲館売店

- ・ 出入口で手洗いをしましょう。
- ・ 動線案内に従って並びましょう。

(6) 図書館

- ・ 入口付近で手指消毒をしてから入館しましょう。
- ・ カウンター前に並ぶ時は、動線案内に従いましょう。また、カウンターには飛沫防止のためにパーテーションを設置しています。
- ・ 閲覧後の図書は本棚に戻さず、図書館内に設置された返却ボックスに返却してください。職員が図書の消毒を行います。
- ・ 閲覧コーナーでは、隣の人から席を1つ空けて着席しましょう。
- ・ OPAC 端末を使用する際は、使用前に用意された消毒液とふき取りペーパー等を用いて、席の付近、キーボード、マウス、本体の電源スイッチ、モニターの電源スイッチ等を消毒してください。
- ・ 席数が限られています。長時間の使用は控えましょう。
- ・ 席は移動させず、隣の人と離れて使用しましょう。
- ・ 図書館前ホールを利用する時は、十分な距離を取って着席しましょう。
- ・ 図書館を利用する前後には流水と石鹸での手洗いを行いましょう。
- ・ 図書館付近の個室トイレには消毒液を設置しています。利用前に便座を消毒しましょう。
- ・ 入り口のドアは定期的には開放し、館内にサーキュレーターを設置することで、換気を行っています。



入り口付近



手指消毒の励行



導線案内に従う



対角線上に座る

3.4 課外活動等

(1) 課外活動

- ① 課外活動については、各クラブ、同好会が作成したガイドラインに基づいて実施します。
感染防止対策を徹底した上で保護者に確認して許可された活動は認めます。
- ② 登校後(寮生は帰寮後)、4日間については、第1体育館トレーニング場の使用は禁止します。
- ③ 登校後(寮生は帰寮後)、4日間については、原則として授業以外での体育館の使用を禁止します。
- ④ 活動前
 - ・ moodle による健康チェックを怠らず、日々の健康管理を徹底する
 - ・ 部室・更衣室を利用するときは、短時間で決められた人数を守る（三密回避）
 - ・ 参加しない・できない学生をみんなで支え合う
- ⑤ 活動中の約束（愛媛県の方針及び本校ガイドラインの遵守）
 - ・ 決められた活動時間を守る
 - ・ こまめな手洗い、手指消毒、マスク着用を徹底する
 - ・ 接近・接触（1m以内）した状態で、大きな声、マスクなしの会話（ミーティング、休憩）、飲食時の会話は避ける
 - ・ 用具の消毒等を行う・タオルの共用はしない
 - ・ 部屋（体育館を含む屋内施設）は、常時換気する
 - ・ 決められた施設（グラウンドを含む）の利用人数を守る
- ⑥ 家庭・学寮など学校の外での約束
 - ・ 万が一、発症したときのために、誰とどのような活動をしていたかメモするなど、行動歴をひかえておく
 - ・ 活動の内容を保護者にしっかりと伝える（とくに校外との交流）
 - ・ 活動終了後は寄り道（途中で軽食をとる等）をせず、速やかに帰宅する
 - ・ 他校の学生との自主練習はしない
 - ・ 飲食の際の感染予防対策を徹底する

(2) 校内行事の縮小

商船祭は縮小して実施する予定です。

(3) アルバイト

当分の間、原則として禁止します。

※ 但し、家庭の経済事情で特別に必要と認められる場合は、保護者に確認して許可します。

(4) 車両運転免許の取得

当分の間、原則として車両運転免許(自動車、原付を含む自動2輪車)の取得を禁じます。

※ 但し、家庭の事情など特別に必要と認められる場合は、保護者に確認して許可します。

3.5 下宿での過ごし方

(1) 基本事項

- ・手洗いを徹底しましょう。顔を洗うのも効果的です。
- ・居室、共通区域問わず、可能な限り、マスクをし、咳エチケットに心がけましょう。
- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめにドアと窓の2方向を同時に開けて行うようにしましょう。
- ・会話をする際は、可能な限り真正面は避けましょう。
- ・友人等の居室訪問は原則禁じます。

(2) 食事

- ・食事及びその準備の際には、手洗いをしましょう。
- ・複数で食事をする際は、対面ではなく横並びで座りましょう。
- ・大皿は避けて、料理は個々に取り分けましょう。
- ・食事中の会話、談笑は控えましょう。
- ・回し飲みは避けましょう。

(3) 風呂・トイレ・洗面所など共通区域

- ・手が触れる部分の消毒など衛生面に十分配慮しましょう。
- ・混雑時は密を避け、時間帯をずらしましょう。
- ・会話、談笑は控えましょう。

4. 白砂寮における新型コロナウイルス感染症予防対策

4.1 安全対策のポイント

(1) 「ウイルスを寮内に持ち込まない行動」を身に着けよう

「不要不急の移動の自粛」「日々の手洗いうがい」「マスク着用の徹底」が“ウイルスの持ち込み”を予防します。

(2) 正しく恐れて適切に対応しよう

新型コロナウイルス感染症の特徴を正しく理解し、予防に努めましょう。

(3) 体調不良（感染症を疑う症状が現れた）の場合はすぐに伝えよう

あなたの素早い行動がみんなの命を救います。

寮生ひとりひとりの協力が必要です。これをよく読んで、みんなの命を守るために、皆さんが積極的に安全対策に取り組むことを期待しています。

(4) 帰寮後、4日間は外出を禁止

(5) 検温を行わない、moodle 健康チェックに入力しない等、学寮の方針に従えない場合安全対策を怠り、全寮生を危険に陥れる行為とみなし、離寮処分を検討します。

4.2 帰寮・入寮時

(1) 帰寮・入寮時に持参する持ち物

衛生確保・感染防止の観点から下記のことを必ず持参してください。

- ① 体温計
- ② マスク
- ③ 感染防止用のビニール手袋（清掃・消毒時に使用します。）
- ④ ペーパータオルや雑巾

なお、可能な方は、アルコール消毒液・除菌シート・ビニール袋（入浴時の際の脱衣服用など）等の持参をお願いします。

(2) 帰寮・入寮日に確認する事項

- ① 確認事項1：当日の体温（その場で体温を確認します。）
- ② 確認事項2：『健康チェック表』の記載内容

4.3 日課

(1) 検温

寮生は点呼前に朝・晩2回の検温を各自室で実施し、moodle 健康チェックに入力してください。

発熱、喉の痛み、咳、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚の低下などの症状がある場合には、点呼場所には行かず、宿日直室に事前に電話してください。

(2) 点呼

- ① 当面の間、従来の点呼方法を中止します。

食堂にて学年ごとに集まり点呼します。

朝点呼の時間 7:00～8:15 カードによる点呼 B棟玄関

巡検の時間 19:30 1年生男子

19:45 女子

20:00 2年生男子

21:20 3年生男子

21:30 4年生男子

21:40 5年生・専攻科男子

※ 通常の点呼の時間よりも早めて実施します。

不要不急の外出や夜間の外出を控えるための措置ですのでご理解ください。

② 休日は朝点呼を行いません。各自検温を行い moodle 健康チェックに入力してください。

4.4 食事

(1) 食事の提供方法

① 朝食：食堂 7:00～ 8:15 (8:25 までに退室)

② 昼食：食堂 11:40～13:00 (13:10 までに退室)

③ 夕食：食堂 17:00～19:00 (19:15 までに退室)

(2) 注意事項

① 密集を避けるために、食堂内に入ることができる人数を91席に制限します。

② 指定した席で食事をとってください。(指定された席以外では、食事をとらないでください。)

③ 決められた時間内に食事をとってください。

④ 食事後は使用したテーブルを、消毒用アルコールを含ませたペーパータオルで拭き、速やかに食堂から退出してください。

4.5 寮内での過ごし方

(1) 寮内で基本的に守ること

① 他人の部屋への立ち入りは原則禁止とします。

② 補食談話室を使用する際は、密集を避けるため入室は最大5名を限度とし、必要最低限の時間で使用してください。補食談話室使用後は、自身が触れたところを、補食談話室に置いてある消毒用アルコールをペーパータオル等に含ませて消毒を行い、窓を開けて換気するなど衛生確保・感染防止対策を徹底してください。

③ 持参した手袋・消毒液・除菌シート等を利用して、衛生確保・感染防止のための行動を心がけてください。

④ 手洗い・うがいをこまめに行い、感染予防を意識してください。顔を洗うのも効果的です。

⑤ 早寝・早起きを徹底し、健康に留意してください。

⑥ 外泊は、保護者承認のもとで認めることとします。非常事態宣言等が発令された場合、外泊は原則として認めません。

(2) 寮室での過ごし方

① 各居室はこまめな換気を行ってください。(1時間に10分程度の換気)

② 居室外では必ずマスクを着用してください。

③ 複数人部屋の学生は、居室内においてもできる限りマスクを着用し、咳エチケットを心がけてください。

- ④ 会話をするとき、できるだけ換気された広い場所に移動してください。
また、できる限り真正面での会話は避けてください。

(3) 入浴

- ① 密集を避けるために、混雑状況を避けて入浴してください。
② 自分の衣服はビニール袋に入れ、他の人のものと混ざらないようにします。
また、浴室・脱衣所での会話・談笑は控えてください。

4.6 寮内の共有場所の清掃方法

(1) 清掃の基本

- ① 清掃日時
□ 食堂清掃：毎日 19:15～19:30
□ 各階清掃：毎日 22:00～22:30
- ② 清掃時は窓・扉を開いて換気し、マスク、手袋を着用して行ってください。
③ 特にトイレ、洗面所、補食談話室や食堂のテーブル、ドアノブ、イスなどの共同利用する箇所は入念に実施してください。
④ 清掃後は必ず、手洗い消毒をしてください。
⑤ 消毒液は寮の事務室に用意してあります。無くなったときには事務室に申し出てください。
⑥ 消毒液により衣服が色落ちする場合があります。作業服を着る等、各自で対応してください



(2) 拭き掃除

- ① 消毒用アルコールを雑巾等に噴霧し、掃除をしてください。
② 特に、共通で使用している箇所（洗面所、補食談話室）の蛇口、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫、IH クッキングヒーター等の手が触れる部分は念入りに掃除してください。
③ 拭き掃除で使用した手袋、雑巾等は、水洗いして乾燥させ、常にきれいな状態で使用しましょう。

(3) トイレの掃除

- ① 消毒用アルコールをトイレトペーパーに噴射し、便座を拭いてください。
② 消毒時に使用したトイレトペーパーはそのまま流してください。



引用文献・参考文献

- 1 文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～、(2021.4.28 Ver.6) 2021.5.28 一部修正
https://www.mext.go.jp/content/20210514-mxt_kouhou01-000007426_1.pdf
- 2 文部科学省：新型コロナウイルス感染症の予防
小・中・高等学校教師用 保健教育指導資料（日常の保健の指導）
https://www.mext.go.jp/content/2020501-mext_kenshoku-000006975_5.pdf
- 3 厚生労働省：「新しい生活様式」の実践例
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html
- 4 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症の予防
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
- 5 厚生労働省：新型コロナウイルスに関する Q&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q1-6
- 6 広島県 HP：新型コロナウイルス感染症に係る相談・受診について
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/korona-soudan-kennsai.html>
- 7 愛媛県 HP：新型コロナウイルス感染症に関する情報
<https://www.pref.ehime.jp/h25500/shiteihp.html>
- 8 （公社）全国学校図書館協議会：新型コロナウイルス感染症拡大防止対策下における学校図書館の活動ガイドライン、2020年5月14日策定 2021年10月19日（一部修正）
<https://www.j-sla.or.jp/pdfs/sla-guideline20211019.pdf>